

■ 職員配置と委託料

資料3

【考え方】

- ・ 法人が指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業専従職員（以下「専従プランナー」という。）を配置する場合、専従プランナーに係る介護報酬は法人の収入とし、専従プランナーの人件費に充てる。
- ・ 地域包括支援センター職員（以下「センター職員」という。）がケアプランを作成した場合、当該ケアプランに係る介護報酬は委託料から精算する。
- ・ センター職員（専従プランナーを除く）が6人に満たなかった場合は、不足する員数に応じて人件費相当分（1人5,500,000円）を委託料から日割りで精算する。

パターン	ケアプラン作成との兼任状況	センター職員	専従プランナー	合計	委託料 (センター開設経費を除く) (円)	介護報酬（プラン代）の委託料との精算	人件費の精算
1	専従プランナーを配置せず、センター職員がケアプランを作成する場合	6人	0人	6人	39,800,000	介護報酬と同額分を委託料から精算する。	センター職員（専従プランナーを除く）が6人に満たない場合は、不足する員数に応じた人件費相当分を委託料から精算する。
2	センター職員がケアプラン作成を兼任し、且つ専従プランナーを1名配置する場合	5人	1人	6人	34,300,000	センター職員が作成したケアプランに係る介護報酬分のみ、同額分を委託料から精算する。	
3	センター職員はケアプランを作成せず、プランナーを1名以上配置する場合	5人	1人	6人	34,300,000	センター職員はケアプランを作成していないため、介護報酬との精算はなし。	
4	センター職員はケアプランを作成せず、プランナーを1名以上配置する場合	4人	2人	6人	28,800,000	センター職員はケアプランを作成していないため、介護報酬との精算はなし。	